

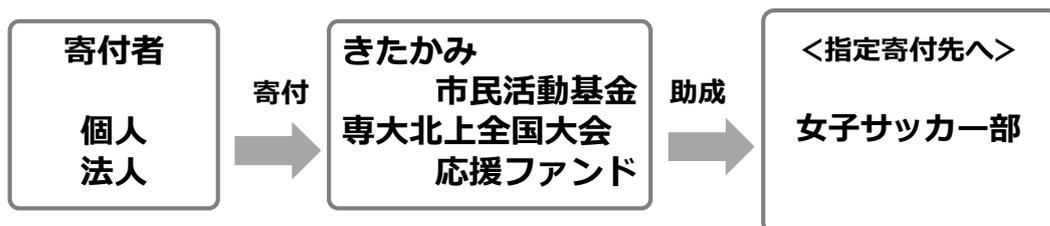
専大北上女子サッカー一部全国大会応援ファンドのご活用について (寄付金の寄付控除を受ける際はこちらのファンドをご利用ください)

○きたかみ市民活動基金を通した寄付金についてのご案内

公益法人であるきたかみ市民活動基金への寄付は、個人・企業とも税制優遇の対象となります。寄付される皆さんの負担の軽減により、より幅広い皆さんが支援するきっかけとなります。

○寄付のスキーム

寄付者は、きたかみ市民活動基金の「専大北上全国大会応援ファンド」へ寄付します。きたかみ市民活動基金は、集めた寄付を女子サッカー部へ助成します。



○寄付申込

クレジットカード決済（クラウドファンディング）

クラウドファンディングサイト「きたかみおひさまファンド（下記URLもしくはQRコード）」のから「専大北上全国大会応援ファンドページ」を選択し、手続きを進めてください。

きたかみおひさまファンドURL：<https://ohisamafund.jp>

<寄付金受付事務局：認定特定非営利活動法人きたかみ市民活動基金>

〒024-0061

北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐるーぶ4階（いわてNPO-NETサポート内）

tel 0197-61-5035（平日10時～16時※休館日：土日祝・毎月第3水曜日・年末年始）

fax 0197-61-5036 メール：kikin@npo2000.net



○領収書の発行

税制優遇を受けるためには寄付の受領書が必要となります。

・クレジットカード⇒クラウドファンディングのため申し込み日に関わらず決済日は2023年12月31日となります。2023年12月31日付の寄付受領書を1月中旬にクラウドファンディングサイト登録住所にお送りします。

○認定特定非営利活動法人きたかみ市民活動基金とは

きたかみ市民活動基金は2007年に北上市より市内で15番目の特定非営利活動法人として認証され、2014年には、岩手県より県内では四番目の認定非営利活動法人として認証を受け、より公益的な基金としての活動を進めてきました。2009年には北上市と協働での市民活動・協働推進助成金の創設、2016年には北上市、民間企業と協働でのコミュニティソーラー発電所の益金を利用した市民活動支援のシステム構築等、北上市のまちづくりの推進に寄与しています。

<認定特定非営利活動法人きたかみ市民活動基金>

〒024-0061

北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐるーぶ4階（いわてNPO-NETサポート内）

tel 0197-61-5035（平日10時～17時） fax 0197-61-5036 メール：kikin@npo2000.net

○認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは

「認定NPO法人」とは、NPO法人のうち「一定の基準を満たしている」と所轄庁（都道府県・政令市）が認めた法人のことです。NPO法人が、比較的形式的に「公益性ある団体であるか」を判定して認証されているのに対し、認定NPO法人はより高い税制優遇を適用するために「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人であるということです。

○税制優遇について

認定NPO法人への寄付は、個人・企業とも税制優遇の対象となります。

確定申告時に寄付したことを記載することにより、個人では所得税控除、企業では寄付金を損金として計上することができます。※手続きでご不明の点は、税務署等へお問い合わせください。

●個人が寄付をする場合（いずれかを選択）

【所得控除】

「その年に支出した特定寄付金の合計額－2千円」が寄付者の年間所得から控除されます（寄付金の所得控除）。控除できる特定寄付金は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

【税額控除】

「その年に支出した認定NPO法人等への寄付金の合計額－2千円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度です。

（計算例）

1万円を寄付した場合 寄付金 10,000円－2,000円＝8,000円

8,000円×40%（0.4）＝**3,200円** ← **所得税から減額される金額**

※3万円寄付の場合は**11,200円**、5万円寄付の場合は**19,200円**が所得税から控除されます。

●法人での寄付の場合

きたかみ市民活動基金でお申込みいただいたご寄付は、「特定公益増進法人」への寄付として、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

・特定公益増進法人に対する寄付金に係る損金算入限度額（資本金等の額×0.375%＋所得の金額×6.25%）×1/2

プラス

・一般の寄付金に係る損金算入限度額（資本金等の額×0.25%＋所得の金額×2.5%）×1/4

企業がきたかみ市民活動基金に寄付する場合の損金限度額の考え方（資本金と年間所得で上限が異なります）

（例）資本金1,000万円、年間所得500万円の企業が寄付する場合の損金算入限度額

損金対象	資本金	係数①	年間所得	係数②	係数③	損金算入額	合計
認定NPO寄付金	¥10,000,000	0.375%	¥5,000,000	6.25%	50%	¥175,000	¥212,500
一般寄付金		0.250%		2.50%	25%	¥37,500	

※上記の資本金、年間所得の企業であれば、年間212,500円までの寄付は決算時に損金計上ができます。

※上記に関してご不明な点は、国税庁のホームページ等でご確認ください。